

Title	所得税の税額控除新設試案に関するマイクロ・シミュレーション：所得控除から税額控除へ
Sub Title	Microsimulation of personal income tax reform from tax deductions to tax credit
Author	土居, 丈朗(Doi, Takero)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2016
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.109, No.1 (2016. 4) ,p.61- 86
JaLC DOI	10.14991/001.20160401-0061
Abstract	<p>本稿では、わが国の所得税制において多用されている所得控除を、税額控除に置き換える所得税制改革の効果を、「日本家計パネル調査(JHPS)」のデータを用いてマイクロ・シミュレーションを試みた。現行の所得税と住民税で所得控除として設けられている、給与所得控除と公的年金等控除、そして人的控除を廃止するとともに、家族構成に即した税額控除を新設する税制改革を検討した。さらに、社会保険料にまつわる「130万円の壁」をなくすべく、年収が130万円以上260万円未満の有配偶の給与所得者に対して、支払った社会保険料の一部を事前に減免する「社会保険料割引」の新設を検討した。これらは、税収中立となるように設計した。これらの効果をマイクロ・シミュレーションで分析した結果、所得格差是正に効果があることが明らかとなった。</p> <p>Using data from the Japan Household Panel Survey (JHPS), this paper performs a microsimulation of a personal income tax reform in Japan in which main deductions from income (tax allowances) are abolished and tax credits based on household composition are newly established. Currently, the Japanese personal income taxation uses tax allowances more heavily than tax credits. However, it is known that tax credits are more effective than deduction from income in reducing income disparity. In addition to a shift from deductions to tax credits, we propose discounting the social security premium for low income earners, which is consistent with personal income taxation. According to the results of the microsimulation using the JHPS, these proposals are effective in narrowing household disposal income disparity.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20160401-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所得税の税額控除新設試案に関する マイクロ・シミュレーション

——所得控除から税額控除へ——

土居丈朗*

Microsimulation of Personal Income Tax Reform from Tax Deductions to Tax Credit

Takero Doi*

Abstract: Using data from the Japan Household Panel Survey (JHPS), this paper performs a microsimulation of a personal income tax reform in Japan in which main deductions from income (tax allowances) are abolished and tax credits based on household composition are newly established. Currently, the Japanese personal income taxation uses tax allowances more heavily than tax credits. However, it is known that tax credits are more effective than deduction from income in reducing income disparity. In addition to a shift from deductions to tax credits, we propose discounting the social security premium for low income earners, which is consistent with personal income taxation. According to the results of the microsimulation using the JHPS, these proposals are effective in narrowing household disposal income disparity.

Key words: personal income taxation, tax reform, tax deduction, tax credit, microsimulation

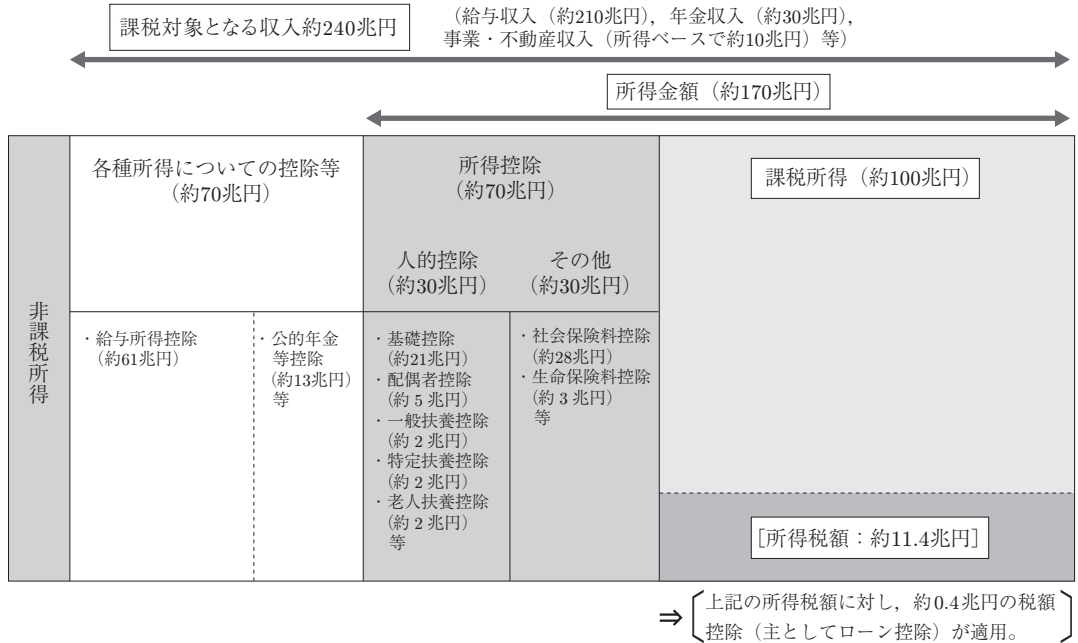
JEL classifications: H24, H31, E27

本稿の基礎になった研究に対して日本学術振興会 JSPS 科研費 JP26285059, JP26285065 の助成を頂いた。また、掲載に際して匿名の査読者から有益な示唆を頂いた。記して謝意を表したい。

* 慶應義塾大学経済学部

Faculty of Economics, Keio University

図1 所得税の課税ベースと諸控除（総合課税分）



注1: 計数は「平成26年度 市町村課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

2: 上記計数は総合課税分(給与所得, 雑所得(年金等), 事業所得, 不動産所得 等)の納税者に係るものである。

1. はじめに

わが国の所得税制は, 所得控除が多用されているものの, 税額控除がわずかしか用いられていない。これは, 2015年11月に取りまとめられた政府税制調査会の論点整理でも明らかになった。

例えば, 図1のように, 2014年において, わが国の課税対象となる収入約240兆円のうち, 課税所得となるのは約100兆円にとどまり, 所得計算上の控除と所得控除(合わせて広義の所得控除)で約140兆円も控除されている。

所得控除と税額控除の違いは, 所得控除よりも税額控除の方が, 所得格差是正効果が大きいことである。

例えば, 高所得者と低所得者がいて, 所得税の累進税率構造により, 高所得者は30%の税率に直面していて, 低所得者は10%の税率に直面しているとする。そこに, 高所得者にも低所得者にも同じように, 10万円の所得控除が与えられたとする。これを図示したのが, 図2である。

低所得者は, この所得控除がなければ課税所得が10万円多くなって所得税が10%の税率で課税されるから1万円の負担となっていたのだが, 所得控除が与えられたことで負担が軽減される。つまり, 低所得者は1万円の負担減となる。

図2 所得控除による税負担軽減効果

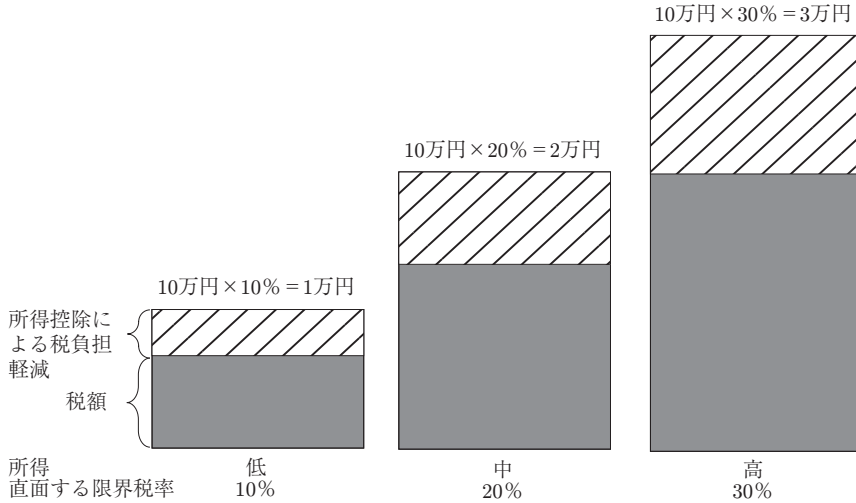
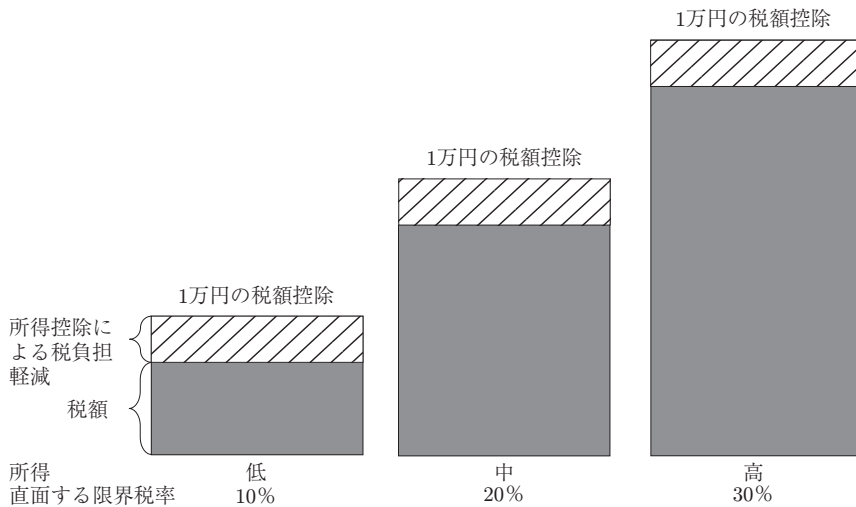


図3 税額控除による税負担軽減効果（控除額1万円の例）



一方、高所得者も、この所得控除がなければ課税所得が10万円多くなって所得税が30%の税率で課税されるから3万円の負担となっていた。だが、所得控除が与えられたことで3万円の負担減となる。

このように、所得控除では、直面する税率が高い高所得者ほど、税負担軽減効果が大きくなる。

これが、税額控除ではどうなるか。例えば、前述の高所得者にも低所得者にも同じように、1万円の税額控除が与えられたとする。図3のように、税額控除の仕組みにより、高所得者も低所得者も、直面する税率にかかわらず、1万円の負担減となる。

このように、国民の所得税負担を軽減するにしても、所得控除という仕組みを多用すると、所得格差是正効果が弱まってしまう。

日本全体で同じ金額の負担軽減効果を発揮させるにしても、所得控除で行っている現行制度を、税額控除で行う仕組みに改めるだけで、低所得者には従来通りの税負担軽減ができるとともに、高所得者により多く及ぶ税負担軽減効果を取り除くことができ、所得格差はより大きく是正されることになる。

そこで、本稿では、わが国の所得税制において、所得控除から税額控除への見直しを行う場合、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に示された税込中立の考え方を基本として、どの控除を見直せばどのような影響が及ぶかを、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析する。

これまで、わが国における所得税に関するマイクロ・シミュレーションの先行研究では、厚生労働省「国民生活基礎調査」の個票が用いられていた。ただ、「国民生活基礎調査」は、保健所や福祉事務所を通じて調査票が回収されることがあることから、標本として比較的低所得者を拾いやすいとの見方もある。「国民生活基礎調査」以外の個票を用いることで、わが国の税制に関するマイクロ・シミュレーションの結果の頑健性を検証することは重要であると考えられる。

そこで、本稿では、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点「日本家計パネル調査 (Japan Household Panel Survey: JHPS)」を用いた税制のマイクロ・シミュレーションを行う。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、本稿で用いた「日本家計パネル調査」の概要について紹介する。第 3 節では、JHPS を用いた所得税、住民税、社会保険料の算定方法について説明する。第 4 節では、本稿で検討する控除の見直しに関して、マイクロ・シミュレーションの分析結果を示す。第 5 節では、社会保険料にまつわる「130 万円の壁」をなくす方策として、所得税収を用いた「社会保険料割引」を新設することによる効果を、前節と同様にマイクロ・シミュレーションを用いて分析する。第 6 節では、2014 年の JHPS のみならず、2013 年の JHPS を用いて同じシミュレーションを行った結果を検証する。最後に第 7 節では、本稿をまとめる。

2. 日本家計パネル調査 (JHPS) の概要

「日本家計パネル調査 (JHPS)」は、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点が 2009 年から開始した個人を対象とした調査である。第 1 回調査は、2009 年 1 月 31 日現在における日本在住の満 20 歳以上の男女 (昭和 14 年 2 月～平成元年 1 月に生まれた男女) を対象に、2009 年 1 月 31 日現在で実施した。この調査対象は、全国約 1 億 361 万人 (推計人口 2009 年 2 月概算値による) の総人口のうち 81.5 % が含まれる。調査対象者の選定は、層化 2 段無作為抽出法 (第 1 段—調査地域、第 2 段—個人) により選定した。調査地域は、抽出単位として 2005 年国勢調査の調査区を使用し、全国を地方・都市階級により 24 層に層化し、各層に 2008 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口の人口割合

で標本数を配分した。次いで、1つの調査地域あたりの標本数を10程度として各層の調査地域数を決定し、所定数の調査区を無作為抽出した。調査対象者は、選定された調査地域の住民基本台帳を抽出台帳として、調査対象適格者を対象に、指定された起番号、抽出間隔に基づき、1調査地域について、約10人を抽出した。そして、9633人の接触対象者から4021人（回収率：41.7%）の調査票を回収した。JHPSは、その後も、毎年1月に調査を行い、2014年1月に行われた第6回調査では、第1回調査から継続して2358人の調査票を回収してパネルデータを構築している。

本稿では、2014年1月に行われたJHPSの第6回調査（JHPS2014）に基づいて、税制のマイクロ・シミュレーションを行う。JHPS2014では、調査対象者の2013年の1年間の本人の所得や他の世帯員の所得について問うている。その他には、調査対象者の世帯の構成や、世帯員の就業状態、消費、貯蓄、住居、健康状態などについての情報が得られる。

本稿では、JHPS2014のデータの中から、次節で説明する分析方法にかなうデータが得られる2032世帯を対象に分析することとする。

3. 分析方法

この節では、用いた分析方法を説明する。以下で説明する、所得税・住民税や社会保険料の推計方法は、基本的には、土居（2010）に基づいている。ただし、土居（2010）の方法よりも、本稿において精緻化している点は、以下で特記している。

まず、各世帯の構成員全員の所得額に対して税法を適用し、すべての世帯の所得税負担額を推計する。その所得税負担額は、以下の手順で計算した。

所得税法では収入は10種類に分類される。JHPSのデータから所得税額を推計するには、税法上「収入」とされるJHPSのデータを用いてその分類ごとに所得を計算する必要がある。JHPSでのデータには、勤め先の収入、自営・事業・内職収入、家賃・地代収入、利子・配当金、仕送り金・受贈金の受け取り、公的年金、企業年金・個人年金、失業給付・育児休業給付、児童手当・児童扶養手当、生活保護給付、その他の収入と、11種類の収入がある。これらを、所得税法の所得分類に基づき、以下のように対応させた（以下ではJHPSに記載されている項目を「」書きで表現する）。

給与所得 = 「勤め先の収入」 - 給与所得控除

事業所得 = 「自営・事業・内職収入」 - 青色申告控除

不動産所得 = 「家賃・地代収入」

公的年金等の雑所得 = 「公的年金」 + 「企業年金・個人年金」 - 公的年金等控除

その他の雑所得 = 「その他の収入」 + 「仕送り金・受贈金の受け取り」

利子所得 = 「利子・配当金」

ここで、給与所得控除については、それぞれ JHPS の「勤め先の収入」を給与収入とみなして計算した。公的年金等控除については、「公的年金・恩給」+「企業年金・個人年金」を公的年金等収入とみなして計算した。

利子所得は、分離課税であるから、独立して所得税額を計算した。利子所得には 20 % の源泉分離課税を適用した。それ以外の 5 種類の（所得税法上の）所得を合計して、次のように合計所得を計算する。

合計所得 = 給与所得 + 事業所得 + 不動産所得 + 公的年金等の雑所得 + その他の雑所得

また、所得税法に従い、以下のように JHPS で推計可能な所得控除を計算し、それを合計所得から引いて総合課税の対象となる課税総所得金額を計算する。

所得控除 = 基礎控除 + 配偶者控除 + 配偶者特別控除 + 扶養控除 + 寡婦・寡夫控除 + 医療費控除 + 社会保険料控除

上記以外の所得控除は、JHPS で得られるデータの制約から算定できない。

ここで、配偶者控除や扶養控除は、データに示された各構成員の続柄・年齢・就業状態（就業している場合にはその所得）によりその適用可否を判断し、特定扶養親族や 70 歳以上の老人扶養親族（同居老親等加算を含む）に対する控除も所得税制に従って計算した⁽¹⁾。他の先行研究ではあまり取り入れられていない寡婦・寡夫控除も、データに示された家族構成から判断し、所得税制に従って計算した⁽²⁾。医療費控除は、JHPS で得られる年間医療費の回答、または 2014 年 1 月の医療費支出（月額）を 12 倍して年額とし、これに基づいて計算した。

社会保険料控除は、各種社会保険の保険料算定の規定に従って算定した社会保険料を基に計算した。本稿で支払保険料を推計したのは、医療保険・介護保険（国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合、後期高齢者医療保険）、年金保険（国民年金、厚生年金、共済年金）、雇用保険である。

医療・介護保険については、各世帯員の就業状態、就業先の経営形態、雇用形態等から加入保険を判断し、規定の賦課ベースに基づき、保険料を算定した。その際、当人の所得及び他の世帯員の

-
- (1) JHPS 第 6 回調査は、2014 年 1 月に行われたものだが、調査対象者の世帯の構成員の生年の情報が得られるので、2014 年現在の年齢を用いて扶養控除を計算している。
 - (2) 寡婦・寡夫控除は、離別か死別か行方不明かを問わず適用される。JHPS の回答上、子がいながら親が片方しかいない場合で所得等が規定を満たせば、この控除は適用される。単身赴任等で夫婦が別居している場合は、その旨が JHPS の回答により確認することができる（こうした場合は寡婦・寡夫控除は適用されない）。

所得から、当人が被保険者が被扶養者かを被扶養者認定基準に従って判断し、被扶養者になる場合には誰の被扶養者になるかも合わせて判断して、保険料を算定した。

健康保険組合の被保険者が支払う保険料については、属している健康保険組合によって保険料率は異なるものの、各世帯員が属する健康保険組合が調査ではわからないため、健康保険組合連合会「健保組合決算見込の概要」に掲載されている被保険者の平均保険料率を採用した。

協会けんぽの被保険者が支払う保険料については、都道府県によって保険料率が異なるため、JHPSでは調査対象本人（及び同居世帯員）が居住する都道府県に基づき、当該被保険者が居住する都道府県で適用される協会けんぽの保険料率を採用した。協会けんぽの都道府県別保険料は、全国健康保険協会のウェブサイト⁽³⁾に示されているものを用いた。

国民健康保険の保険料については、JHPSの中で、世帯全体の国民健康保険料の金額の回答を求める項目がある。その金額の回答があった世帯では、この金額を採用することとした⁽³⁾。ただ、国民健康保険に加入していると思われる世帯員がいながら、この世帯全体の国民健康保険料の金額の回答がない世帯については、下記の方法で保険料を計算した。国民健康保険は、居住する市町村によって保険料が異なる。本稿では、JHPS調査対象本人（及び同居世帯員）が居住する市町村のデータが得られるので、居住する市町村の保険料を個別に算定する⁽⁴⁾。その際、厚生労働省『国民健康保険事業年報』（各年版）に記された、均等割、平等割、所得割、資産割の保険料と賦課限度額を用いて、国民健康保険の被保険者となった世帯員が支払う保険料を推計した。また、国民健康保険料の軽減については、世帯の所得が33万円以下のとき、世帯の（均等割額＋平等割額）の7割を減額し、33万円＋（24万5,000円×被保険者及び特定同一世帯所属者（いずれも世帯主を除く）の数）以下のとき（7割減額を受ける世帯を除く）5割を減額し、33万円＋（35万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき2割を減額することとした⁽⁵⁾。国民健康保険料の賦課限度額も、『国民健康保険事業年報』に記された保険者ごとの適用金額を用いている⁽⁶⁾。

後期高齢者医療制度は、2008年10月から保険料徴収が行われたが、様々な保険料減免措置が講

-
- (3) ただし、この金額は、医療保険分と介護保険分について区別ができない。また、国民健康保険以外の社会保険料の支払額は、JHPSでは問うていない。
- (4) 居住する市町村ごとに異なる保険料を推計する点は、JHPSを用いた本稿ならではのものであり、わが国において世帯の社会保険料支払額や可処分所得を推計している先行研究とは異なる。JHPSを用いた土居（2010）では、この推計手法を用いておらず、全国平均の保険料率等を用いて、世帯の社会保険料支払額を推計している。
- (5) 本来は、保険料軽減の判断に用いる所得は、原則として前年の所得だが、世帯員の異動等があつて、前年の所得のデータが得られない世帯員については、前年の所得が当年の所得と同じであると仮定した。しかし、社会保険料を算定する際に、課税対象所得が確定している必要がある。そのため、社会保険料を算定するために用いる必要がある課税対象所得、特にその前に算定が必要な社会保険料控除については、財務省財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』租税特集（各年版）に掲載されている「13. 所得税負担額の累年比較（給与所得者）」で示された社会保険料控除の簡易式に従って仮計算した。

じられている。そのため、本稿では、これらの減免措置を保険料算定に反映させている。また、その保険料も、居住地の都道府県の保険料を適用した。

介護保険については、第1号被保険者の保険料も居住する市町村によって異なるため、厚生労働省が公表している保険者別の介護保険料に基づき保険者ごとに異なる保険料を採用した。また、介護保険の加入段階については、回答者本人とその配偶者については、直接加入段階の回答を求める項目があり、その記入があったものはそれを採用した。記入がなかったものやその他の世帯員については、所得等に基づき介護保険の規定に従い加入段階を判定した。第2号被保険者の保険料は、被保険者が加入する医療保険の規定に従い推計した。さらに、39歳以下もしくは65歳以上の被保険者で、40～64歳の被扶養者がいる特定被保険者についても、保険料を課すものとして算定した。

年金保険は、各世帯員の属性から加入保険を判定し、配偶者については第3号被保険者になるか否かも判定し、各年金保険の規定に従って保険料を算定した。また、国民年金については、規定に従い全額免除や一部納付（免除）も適用した。

雇用保険（労働者負担分）は、回答者本人とその配偶者については、雇用保険の加入について直接回答する項目があり、その回答を反映した。無回答だったものや他の世帯員については、就業形態の回答に基づき、「正規の職員・従業員」と「派遣社員」である者のみ加入していると判定した。保険料率は、回答者本人とその配偶者について勤務先の業種が「農林水産」または「建設業」の場合と、それ以外で分けて保険料率を適用した。そして、加入者（被保険者）の賃金総額、すなわち「勤め先の収入」に保険料率を乗じて保険料を算定した。

こうして計算した社会保険料は、社会保険料控除として所得控除に加え、合計所得から所得控除を差し引いて課税総所得金額を計算した。そして、課税対象所得に対して所得税の限界税率表を適用し、所得税の負担額を推計した。

さらに、上記以外に、JHPSでは、退職金の受取と有価証券の売却益・売却損のデータが得られる。これらは、申告分離課税となるので、それぞれの税額を別途所得税制に従い計算する。ただし、有価証券の売却益は、所得控除後の課税総所得金額がマイナスになった際には通算できるので、その規定を適用して税額を計算した。

そして最後に、税額控除として、住宅借入金等特別控除を適用する。JHPSでは、住宅の取得時期や延べ床面積や住宅ローン残高のデータが得られる。これらを用いて、所得税制に従い、住宅借入金等特別控除の金額を計算した。こうして、最終的に所得税負担額が確定する。

住民税についても同様に計算した。ただ、税源移譲の影響により、所得税における住宅借入金等特別控除の使い残しについては住民税で控除を適用するとともに、住民税の調整控除（個々の納税者

-
- (6) JHPSの中で、世帯全体の国民健康保険料の金額について回答したものの中に、明らかにこの賦課限度額を超える金額を記入するものがあった。これについては、賦課限度額を支払ったものとみなして分析に用いている。

的控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除するものも適用した。その算定に際しては、税源移譲前の所得税の税率表を用いた算定も必要に応じて行っている。さらに、所得割や均等割について、非課税限度額も適用するとともに、居住する都道府県や市町村で実施された超過課税も適用している。

JHPS では、調査対象は個人である。したがって、JHPS の標本において、調査対象者が同居就業者の所得を全て記入していない標本だと、世帯収入が正確に把握できない恐れがある。この情報が不正確だと、扶養控除等の人的控除の適用を誤って推計してしまう可能性がある。そこで、本稿では、調査対象者の世帯において、同居就業者がいるにもかかわらず、その他家族の収入が完全に無記入だったものは（本人の所得が記入されているものであっても）、分析対象から外すこととした⁽⁷⁾。その結果、本稿で分析対象に用いることができた世帯数は 2302 となった。

この分析対象となった世帯について、等価世帯可処分所得を計算し、この等価世帯可処分所得の順番に並べ、それらを均等に 10 個の所得階級区分に分類した。等価世帯可処分所得は、

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

ここで、世帯可処分所得は、世帯収入から所得税、住民税、社会保険料の負担額を差し引いたものである。世帯収入とは、課税前所得で、「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「送付金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「生活保護給付」、「その他の収入」に加え、子ども手当、退職金の受取額と有価証券の売却益・売却損の合計額である⁽⁸⁾。世帯収入には、「公的年金」、「失業給付・育児休業給付」、「生活保護給付」、子ども手当といった国や自治体からの給付が含まれている。

児童手当については、対象世帯の世帯員構成の情報に基づき、制度に忠実に推計を行った。

4. 控除の見直しに関するマイクロ・シミュレーション

4-1. 現行制度の状況

この等価世帯可処分所得で区分した 10 分位の各階級における平均世帯人員数、平均世帯収入、平均世帯可処分所得を示したのが、表 1 である。

表 1 に示された JHPS のデータは、本稿と同様の分析方法で、2004 年の「国民生活基礎調査」を用いて分析した田近・八塩（2008）と比較すると、土居（2010）で示されているように、調査年が

(7) 年間収入に関する記入が全くない標本や、世帯構成員の年齢等が不明な標本、著しく有価証券売却損が大きい標本も、分析対象から外している。

(8) 有価証券売却損が大きい世帯では、世帯可処分所得がマイナスとなることがありえる。本稿の分析で標本として用いた 2032 世帯のうち 2 世帯が、世帯可処分所得がマイナスとなっている。

表 1 JHPS2014 における各所得階級平均の世帯人員、世帯収入、世帯可処分所得

等価世帯可処分所得階級	世帯数	世帯人員	世帯収入	世帯可処分所得	
I	~146 万円	204	2.43	171.42	149.16
II	146~188 万円	203	2.85	316.24	275.47
III	188~225 万円	203	2.84	387.81	338.32
IV	225~257 万円	203	3.12	476.52	415.14
V	257~290 万円	203	3.37	564.89	490.82
VI	290~328 万円	204	3.37	641.82	554.49
VII	328~368 万円	203	3.29	718.37	615.12
VIII	368~431 万円	203	3.07	804.15	682.79
IX	431~544 万円	203	3.26	1007.29	842.63
X	544~3833 万円	203	3.03	1760.38	1422.57
平均		2032	3.06	684.62	578.43

単位：世帯

単位：人

単位：万円

異なるものの、「国民生活基礎調査」の方が、JHPS よりも低所得者層を標本として拾っている傾向があることがうかがえる。

ここで、課税前の世帯収入について、2032 世帯でとったジニ係数は、0.352 であった。これは、「国民生活基礎調査」など他の統計調査を用いて計算された再分配前のジニ係数よりかなり低い。その理由として考えられるのは、JHPS2014 において、第 3 節で述べたように租税・社会保険料負担の額が推計できるに足るだけの情報が回答された世帯のみが表 1 での対象世帯となっているため、低所得世帯やかなり高所得の世帯が対象として多く含まれなかったことが挙げられる。

そして、表 1 にある世帯可処分所得について、2032 世帯でとったジニ係数は、0.339 であった。このジニ係数は、「国民生活基礎調査」など他の統計調査を用いて計算された再分配後のジニ係数に近い値である。

次に、表 2 は、現行制度の下での各世帯における税負担、社会保険料負担を推計したものである。表 2 に示された租税・社会保険料負担を基に、表 1 に示された可処分所得が計算されている。

この下で、本稿で分析対象とした JHPS2014 の 2032 世帯が負担する所得税額は、合計して 4 億 8975 万円、住民税額は合計して 5 億 4644 万円、合わせて 10 億 3620 万円である。ちなみに、社会保険料は、医療と介護は合計して 6 億 5577 万円、年金は 4 億 2395 億円、雇用保険は 4181 億円、合わせて 11 億 2153 億円である。

本稿では、この収入を、あたかも経済全体で得られた収入であるとみて、その多寡で測って税収中立であるか否かを見極めることとする。以下では、この数値を基に、控除の見直しの効果を分析する。

表2 JHPS2014における各所得階級平均の租税・社会保険料負担

	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料			
	所得税	住民税		医療介護	年金	雇用	
I	1.70	0.65	1.05	20.56	18.87	1.47	0.21
II	6.25	1.91	4.34	34.52	26.89	7.02	0.60
III	12.11	3.65	8.46	37.38	25.84	10.58	0.96
IV	18.86	5.89	12.97	42.52	25.94	15.11	1.48
V	25.55	7.99	17.56	48.52	28.72	18.00	1.80
VI	33.83	11.38	22.45	53.51	27.94	23.35	2.21
VII	42.88	15.65	27.23	60.38	32.68	25.09	2.61
VIII	55.32	21.61	33.71	66.03	34.69	28.55	2.79
IX	83.35	37.03	46.32	81.30	43.28	34.61	3.42
X	230.42	135.44	94.98	107.39	57.97	44.93	4.49
平均	50.99	24.10	26.89	55.19	32.27	20.86	2.06

単位：万円

4-2. 所得計算上の控除と人的控除を廃止した場合

次に、控除の見直しをする上で、所得税と住民税で設けられている所得計算上の控除や人的控除に焦点を当てて、マイクロ・シミュレーションを試みる。第1節で述べたように、所得控除から税額控除へのシフトを検討すべく、ひとまずこの節は、所得計算上の控除や人的控除を廃止した場合の効果に限定して分析する。

もちろん、現行制度下の所得控除には、一定の存在意義が与えられている。しかし、税負担軽減効果に着目すれば、現行の所得控除と同等の効果を税額控除で与えることが可能である。

そこで、給与所得控除と公的年金等控除を全廃し、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、寡婦・寡夫控除といった人的控除を全廃した場合、JHPS2014（2013年所得）の2032世帯が負担する所得税額や住民税額がどうなるかをみたのが、表3である。表3には、各所得階級ごとに、人的控除を全廃した後の租税負担と世帯可処分所得の平均額が示されている。ここでは、税源移譲に際して設けられた住民税の調整控除も、上記の所得控除の廃止に伴い不要となるので、廃止するものとする。

この分析では、所得税と住民税の控除のみを変更したまなので、社会保険料の負担額には影響はない。また、上記以外の税制上の控除（社会保険料控除や医療費控除など）は存置するものと仮定する。

表3に示されたマイクロ・シミュレーション結果は、望まれる税制改正の姿を示すものではなく、所得控除が各所得階級の効果を確認するとともに、所得控除から税額控除への見直しを、税込中立で行う際に控除の廃止に伴う増税額と控除の新設に伴う減税額を見極めるために示すものである。

表2と比較して表3をみると、前述の控除の廃止に伴い、所得税額も住民税額も、平均的にはほぼ2倍になっている。

表3 所得計算上の控除と人的控除廃止後の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		
		所得税	住民税	
I	134.47	16.39	4.62	11.77
II	245.40	36.32	11.53	24.79
III	300.79	49.65	18.08	31.57
IV	367.24	66.76	26.81	39.95
V	433.81	82.56	34.22	48.34
VI	489.12	99.19	43.96	55.23
VII	542.09	115.90	53.62	62.29
VIII	602.06	136.06	65.33	70.73
IX	744.02	181.96	94.49	87.47
X	1295.71	357.28	217.92	139.36
平均	515.27	114.15	57.02	57.13

単位：万円

このとき、本稿で分析対象とした JHPS2014 の 2032 世帯が負担する所得税額は、合計して 11 億 5874 万円、住民税額は合計して 11 億 6082 万円、合わせて 23 億 1956 万円である。

表2の税収と表3の税収の差を財源として、所得控除を税額控除に改正する影響をシミュレーション分析する。

4-3. 税額控除の新設

前節で示した所得控除の廃止と合わせて、税額控除を新たに設けるマイクロ・シミュレーション分析を試みる。ここでは、所得控除を税額控除に見直した効果に焦点を当てて分析したいため、現行の累進税率構造は変更しないと仮定している。また、総合課税分において、与えられた税額控除を全額使い切ることができずに税額がゼロとなる納税者（税額控除を使い残す納税者）については、給付等の措置は行わず、税額がゼロになるまでにとどめるものと仮定する。さらに、現行制度と同様に、使い残した税額控除は、分離課税される税額と通算して税負担を減免することはないものとする。本稿のマイクロ・シミュレーションでも、住民税の非課税限度額制度は現行通り維持する。

その上で、前節で示した所得控除の廃止を行うとともに次のような税額控除の新設を想定する。

- 納税者本人に対して基礎的な控除として、所得税では 35 万円、住民税では 12 万円の税額控除を新設する。
- 配偶者を除く扶養家族 1 人に対して年齢を問わず、所得税では 35 万円、住民税では 12 万円の税額控除を新設する。
- 夫婦に対して、1 人につき所得税では 40 万円、住民税では 12 万円の税額控除を設ける。ただし、夫婦の合計課税所得金額（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得）が 500

万円超の場合、税額控除額が漸減的に消失し、800万円超の場合は税額控除額はゼロとする。

- 寡婦・寡夫（現行制度の寡婦・寡夫控除の対象者）には、所得税では15万円、住民税では2万円の税額控除を新設する。

これらの税額控除の金額は、前節で示した所得控除の廃止によって増えると想定される税収とほぼ同額の減税効果が及ぶように設定している。また、政府税制調査会における配偶者控除の見直し論議を踏まえ、専業主婦（夫）の所得のみに控除額が依存することなく、かつ夫婦であることによって控除が得られる形の税額控除を設けることとした。ただし、税額控除額の設定には無数の組合せが考えられることから、本稿では夫婦への控除の与え方とほぼ税収中立となる点を重視した。したがって、ここでのマイクロ・シミュレーションの結果、ほぼ税収中立となる⁽⁹⁾。ちなみに、この税額控除の新設により JHPS2014 の 2032 世帯が負担する所得税額は、合計して 4 億 9106 万円、住民税額は合計して 5 億 4526 万円、合わせて 10 億 3631 万円である。第 2 節で現行制度を前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて 10 億 3620 万円だったから、この節での税収は 11 万円多かった（乖離した率に直すと 0.01 %）。このように、両者の乖離は極めて小さいことから、このマイクロ・シミュレーション分析の結果はほぼ税収中立であるといえる。

もちろん、上記以外の控除額の設定で、ほぼ税収中立となる方法は考えられる。しかし、配偶者控除の見直しにからめて夫婦に対する新たな控除を設けることや、累進税率がある所得税と比例税率の住民税とで定額の税額控除の効果が異なることなどを考え合わせ、税額控除としてきりのいい値を用いることを念頭に、上記のような税額控除の設定とした。

これらの税額控除を設けた場合のマイクロ・シミュレーションの結果は、表 4 の通りである。

表 4 の結果を考察する前に、本稿で提示した控除の見直しにより、課税最低限はどう変化するかを確認しておこう。所得税において、給与所得者の課税最低限（2013 年ベース）は、社会保険料控除を加味しなければ、単身世帯では 388 万 7 千円（現行税制では 103 万円）、夫婦（専業主婦）のみ世帯では 588 万 7 千円（現行税制では 141 万円）、夫婦子 1 人（専業主婦、中学生）世帯では 754 万 7 千円（現行税制では 141 万円）、夫婦子 2 人（中学生と大学生）世帯では 904 万 8 千円（現行税制では 224 万 3 千円）となる⁽¹⁰⁾。

住民税所得割において、給与所得者の課税最低限（2013 年ベース）は、社会保険料控除を加味し

(9) 厳密に税収中立にしようとするれば、税額控除の額に端数が出る形となる。しかし、税制の簡素性に鑑みれば、税額控除の額はきりのいい値が用いられると考えるのが現実的である。したがって、本稿では、税額控除の額はきりのいい値を用いつつ、ほぼ税収中立となる状況を見計らってシミュレーション結果を出した。

(10) 社会保険料控除を加味した課税最低限の計算では、現行制度では、給与収入が 900 万円以下では給与収入の 10 % に相当する社会保険料が適用されていると仮定して概算している。しかし、本稿で用いた JHPS のデータでは実額の社会保険料が推計できる。両者の平仄を合わせるため、本稿では、社会保険料控除を加味しない課税最低限と比較することとした。

表 4 税額控除を新設した場合の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		
		所得税	住民税	
I	145.87	4.98	0.16	4.83
II	276.65	5.08	0.13	4.94
III	345.56	4.87	0.20	4.68
IV	426.78	7.22	0.45	6.77
V	507.41	8.96	0.25	8.71
VI	573.49	14.82	0.52	14.29
VII	635.30	22.69	1.36	21.33
VIII	702.59	35.52	5.62	29.90
IX	847.11	78.87	29.73	49.13
X	1325.60	327.39	203.47	123.92
平均	578.42	51.00	24.17	26.83

単位：万円

なければ、単身世帯では120万円（現行税制では100万円⁽¹¹⁾）、夫婦（専業主婦）のみ世帯では240万円（現行税制では131万円）、夫婦子1人（専業主婦、中学生）世帯では360万円（現行税制では131万円）、夫婦子2人（中学生と大学生）世帯では480万円（現行税制では184万2千円）となる。

表4の結果を、現行制度に基づく表2と比較すると、次のような特徴があるといえる。

まず、第I階級では、所得税と住民税の合計税額が、表2（現行制度）より表4の方が多くなっている。その原因は、住民税が表4で増えているからである。これは、本節での税額控除は、夫婦や扶養家族に対してより手厚く設けており、世帯人員が相対的に少ない第I階級には単身世帯も多く、単身世帯にはむしろこの控除の見直しが増税となることが影響していると考えられる。確かに、前述のように、単身世帯の課税最低限は、住民税において若干上がってはいるが、給与所得控除が廃止される影響で、課税最低限を超えると住民税額が直ちに課税所得の10%で課税されることとなる。つまり、現行制度において給与収入が180万円までは控除割合が40%以上となるが、廃止されるとその所得計算上の控除の税負担軽減効果がなくなってしまう。この影響が作用していると考えられる。

第II～IX階級では、本節での控除の見直しによって、表2より表4の税額が減っていることがわかる。第IX階級の最上位の世帯可処分所得は、表1にあるように544万円だが、これに相当する世帯収入（課税前）は概ね1000万円前後である。つまり、2人以上世帯で世帯収入が概ね1000万円前後までは、この控除の見直しによって減税となるといえる。

そして、第X階級では、所得税と住民税の合計税額は、表2の約135万円から表4の約327万円

(11) 住民税の非課税限度額制度が適用されている。

表5 控除の見直しにより減税となる世帯と増税となる世帯

	所得税		住民税		所得税・住民税合計	
	減税となる世帯	増税となる世帯	減税となる世帯	増税となる世帯	減税となる世帯	増税となる世帯
I	44	0	34	99	45	99
II	110	0	99	84	108	79
III	156	0	126	66	142	51
IV	164	0	132	66	156	44
V	184	0	150	51	170	31
VI	191	0	153	51	177	27
VII	195	0	147	55	178	25
VIII	197	3	134	69	182	21
IX	145	58	78	125	129	74
X	60	143	25	178	41	162
合計	1446	204	1078	844	1328	613

単位：世帯

へと大きく増えている。これは、税額控除化したことにより、累進税率が適用されることで多くなる所得控除による税負担軽減効果が失われたことに起因すると考えられる。

さらに、この控除の見直しにおいて、所得税で減税となる世帯は1446世帯、増税となる世帯は204世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。住民税で減税となる世帯は1078世帯、増税となる世帯は844世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。所得税と住民税を合わせてみると、減税となる世帯は1328世帯、増税となる世帯は613世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。

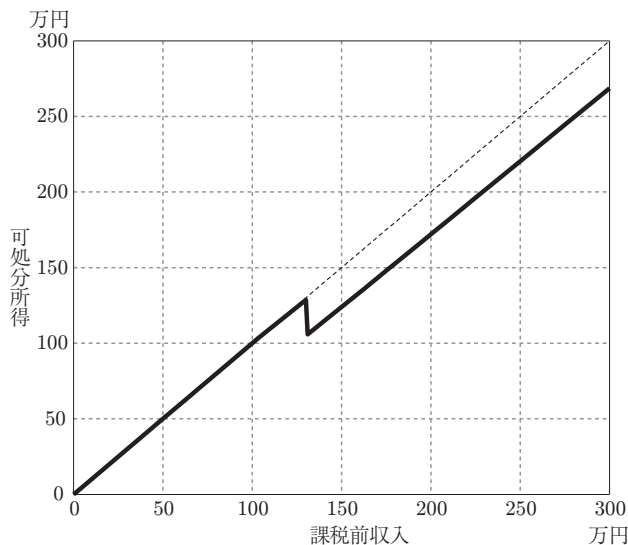
特に、表5に示されたように、所得階級別にみると、所得税では、増税となる世帯は第VIII～X階級にしかなく、住民税では、第I階級でも増税となる世帯数が減税となる世帯数を上回っている。所得税と住民税の合計でみると、第I階級と第IX階級と第X階級で、増税となる世帯数が減税となる世帯数を上回っている。

さらに、この控除の見直しにより、表4にある世帯可処分所得について、2032世帯でとったジニ係数は、0.328であった。これは、前節で示した現行制度における世帯可処分所得のジニ係数よりも低下している。このことから、本稿で提示した控除の見直しは、所得格差是正に効果があるといえる。

5. 「130万円の壁」に対応した社会保険料割引

所得控除から税額控除へのシフトは、所得格差是正に効果があることが明らかとなった。しかし、給付を伴わない税額控除では、課税最低限以下の所得層には、税額控除の使い残しが生じるため、所得格差是正の効果が限定的となる。

図4 現行制度における「130万円の壁」



注：収入はすべて給与であると仮定。

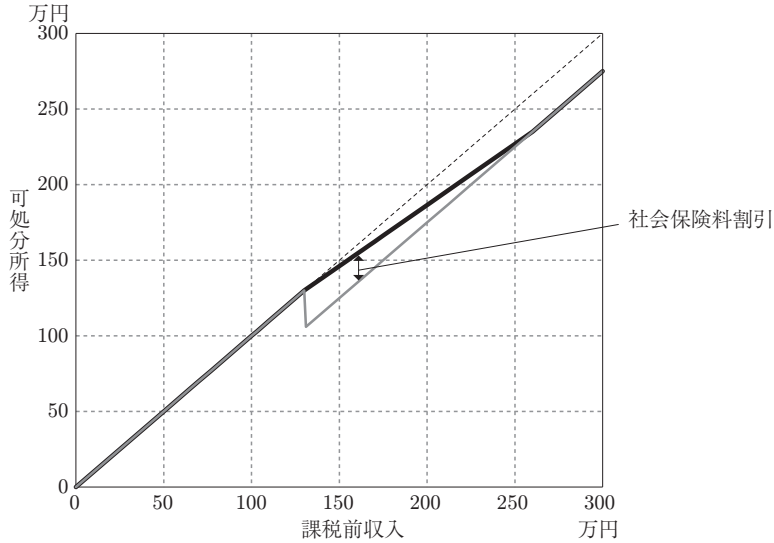
他方、女性の就労促進の観点から、「130万円の壁」も問題視されている。これは、年収が130万円を超えると、社会保険制度において被扶養者でなくなって、稼得者本人が自ら社会保険料を支払うことによって生じる現象である。図4に示されたように、この社会保険料の支払いによって、可処分所得が減少するため、課税前収入では多いのに可処分所得では少なくなるという「手取りの逆転現象」が、年収130万円前後で生じる。

この「130万円の壁」を所得税制と連動して解消するには、税額控除の使い残しの一部を社会保険料負担の緩和に充てるという考え方に立てば、前節の税額控除のマイクロ・シミュレーションと整合的になる。要するに、図4に示されたように、130万円前後で社会保険料を支払うことで可処分所得が大きく減少することを埋めるような仕組みを設けることが必要である。しかし、支払った社会保険料の全額を事実上還付するような仕組みでは、その仕組みが適用されなくなる所得額の前後で手取りの逆転現象が起きかねない。

そこで、本稿では、130万円の壁をなくすべく、課税前収入がちょうど130万円の個人には社会保険料を全額（100%）減免するが、課税前収入が増えるにしたがって社会保険料の減免額が小さくなり、課税前収入がちょうど適用上限額に達すると、社会保険料の減免額がちょうど0円となるような形で設定することとなる。イメージを示すと、図5のようになる。

本稿では、この社会保険料減免は、所得税制での税額控除の使い残しの一部を活用して行うが、事後的に社会保険料を減免するのではなく、社会保険料を徴収する段階で事前に支払額を割り引く仕組みを想定するため、「社会保険料割引」と仮に名付けることとする。

図5 所得税制と連動した社会保険料割引



注：太線が社会保険料割引を導入した場合の可処分所得。
 灰色線が社会保険料割引がない場合の可処分所得。

この社会保険料割引によって失われる社会保険料収入は、追加的に控除の見直しに伴い得る所得税収によって賄われるものとする。⁽¹²⁾

また、前節での税額控除の新設と合わせて社会保険料割引を設定することとする。これにより、「130万円の壁」をなくすことで影響を受ける所得層は、前節で述べた課税最低限より低い所得層となる。したがって、この節での分析は、所得税では課税最低限未満となる個人に、社会保険料割引が適用されることを想定する。

「130万円の壁」は、女性の就労促進の観点から問題視されていることを踏まえ、本稿では、社会保険料割引が適用される収入は、給与収入のみとする。公的年金等収入などは、女性の就労促進とは無関係であることや社会保障をめぐる給付と負担の世代間格差是正の必要性から、社会保険料割引は適用しないこととする。また、単身世帯では、女性の就労を阻害する要因がないことから、社会保険料割引の適用者は有配偶者に限定する。

社会保険料割引の水準は、以下のように設定する。いま、課税前収入が R 万円とし、社会保険料を P 万円支払っているとする。4-3 節で提案した所得税制の下では、課税最低限以下だが社会保険料を支払う個人の可処分所得は、 $R - P$ である。しかし、このままだと「130万円の壁」が残ることとなる。そこで、課税前収入が 130 万円以上 X 万円未満の個人に対して社会保険料割引を適用する

(12) したがって、後述するように、社会保険料割引によって失われる社会保険料収入に相当する分を、所得税の税額控除を（前節の設定と比して）縮小することによって賄うと想定する。

表6 社会保険料割引を新設した場合の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		世帯社会保険料割引	社会保険料割引適用世帯数	所得税・住民税・社会保険料割引合計		
		所得税	住民税			負担減となる世帯	負担増となる世帯	
I	146.75	4.95	0.16	4.80	0.85	17	50	98
II	278.46	5.02	0.13	4.89	1.76	31	114	75
III	348.08	4.64	0.20	4.44	2.29	39	143	50
IV	428.87	6.51	0.45	6.06	1.37	25	160	40
V	509.91	7.79	0.25	7.54	1.33	36	176	26
VI	576.52	13.36	0.52	12.83	1.56	38	180	24
VII	637.80	22.06	2.25	19.81	1.86	38	183	20
VIII	704.15	36.68	8.19	28.49	2.71	42	180	23
IX	843.97	83.72	35.08	48.64	1.71	35	122	81
X	1311.99	342.79	213.78	129.02	1.79	32	39	164
平均	578.44	52.71	26.08	26.63	1.72	333	1347	601

単位：万円

単位：世帯

ことを考える。適用上限 X が高くなるほど、社会保険料割引のために費やす税財源が多くなることを意味する。130 万円の壁をなくすように社会保険料を割引するには、課税前収入がちょうど 130 万円の個人には社会保険料の全額（100 %）を割り引くこととし、課税前収入がちょうど X 万円の個人は、社会保険料割引がちょうど 0 円となるような形で設定することとなる。このとき、

$$\text{社会保険料割引額} = P \times \frac{X - R}{X - 130}$$

と表せる。

これを踏まえ、この節では、社会保険料割引の適用上限額（X）を 260 万円とし、まずは前節と同じ所得税と住民税の税額控除を設けることとして、マイクロ・シミュレーションを行った。その結果、社会保険料割引の適用者がいる世帯は、表 6 に示されたように 333 世帯、適用された金額は 3502 万円となった。この社会保険料割引に費やす税財源を考慮すると、本節におけるネットの税収は、第 2 節の税収よりも 3491 万円少なくなっており、税収中立とはいえない状況となる。

そこで、本節の社会保険料割引の財源として、所得税の税額控除を、納税者本人に対して基礎的な控除として 30 万円、配偶者を除く扶養家族 1 人に対して年齢を問わず 30 万円に、それぞれ減額する（第 4 節ではこれらはともに 35 万円と設定）。また、住民税の税額控除を、夫婦に対して 1 人につき 15 万円に増額する（4-3 節では 12 万円と設定⁽¹³⁾）。ただし、夫婦の合計課税所得金額が 500 万円超の場合、税額控除額が消失し、800 万円超の場合は税額控除額がゼロとすることは同じとする。それ以外の新設した税額控除の額は、第 4 節と同額とする。

(13) ここで、住民税の税額控除の設定額を敢えて変えたのは、ほぼ税収中立にする微調整のためである。

このとき、JHPS2014の2032世帯が負担する所得税額は、合計して5億2985万円、住民税額は合計して5億4121万円、合わせて10億7106万円である。これから、合計して3502万円となる社会保険料割引を差し引いたネットの税収は10億3604万円となる。第2節で現行制度を前提とした推計における税収は、所得税と住民税を合わせて10億3620万円だったから、この節での税収は16万円少なかった（乖離した率に直すと-0.02%）。

社会保険料割引を新設した結果、その適用を受ける世帯は、特に低所得層に多いというわけではなく、各所得階級にはほぼ満遍なく存在することが、表6からわかる。社会保険料割引を受けて負担減となる世帯が増える効果があって、表5で減税となる世帯と表6の負担減となる世帯の数を各階級で見ると、第I～VII階級は、社会保険料割引の新設により負担減となる世帯数が増加している。第VIII～X階級は、逆に負担減となる世帯数が減少している。ただ、第I階級で社会保険料割引の適用が、他の階級よりも少ないのは、他の階級より世帯人員が平均的に少なく、単身世帯が相対的に多いことが影響していると考えられる。本稿では、社会保険料割引の適用を有配偶者に限定している。

社会保険料割引の新設により、表6にある世帯可処分所得について、2032世帯でとったジニ係数は、0.325となった。これは、前節で示した税額控除の新設のみの場合における世帯可処分所得のジニ係数よりも低下している。このことから、本稿で提示した社会保険料割引の新設は、所得格差是正に効果があるといえる。

6. JHPS2013における所得税制改革の効果

前節までは、JHPS2014を用いたマイクロ・シミュレーション分析の結果を示した。ここで、分析結果の頑健性を確認するため、2013年1月に行われたJHPSの第5回調査（JHPS2013）に基づき、前節までと同様の所得税制改革を想定した場合、マイクロ・シミュレーション分析の結果がどうなるかをみてみよう。

JHPS2013には、翌年JHPS2014までパネルデータとして継続した世帯は、同一の調査対象者が回答したものが収載されているが、JHPS2013まで継続して回答していた、または、可処分所得が推計できる情報を回答していたが、JHPS2014では脱落した世帯も存在する⁽¹⁴⁾。そのため、JHPS2013の方がJHPS2014よりも対象世帯数が多くなる。

JHPS2014を用いて推計した4-1節と同様に、JHPS2013で可処分所得が推計できる2231世帯について、等価世帯可処分所得で区分した10分位の各階級における平均世帯人員数、平均世帯収入、平均世帯可処分所得を示したのが、表7である。もちろん、表7の推計は、2012年所得に適用

(14) ちなみに、JHPSでは、途中で調査対象者を新規にパネルデータに加えることはしていない。

表7 JHPS2013における各所得階級平均の世帯人員、世帯収入、世帯可処分所得

	等価世帯可処分所得階級	世帯数	世帯人員	世帯収入	世帯可処分所得
I	～148万円	224	2.49	176.01	154.16
II	148～192万円	223	2.78	324.47	279.51
III	192～226万円	223	3.18	416.27	363.51
IV	226～262万円	223	3.23	495.69	428.84
V	262～292万円	223	3.26	564.30	490.72
VI	292～326万円	223	3.38	644.34	557.18
VII	326～370万円	223	3.18	705.53	603.84
VIII	370～432万円	223	3.19	822.39	694.86
IX	432～533万円	223	3.44	1022.27	856.30
X	533～2542万円	223	3.07	1666.24	1339.49
平均		2231	3.12	683.52	576.65

単位：世帯 単位：人 単位：万円

表8 JHPS2013における各所得階級平均の租税・社会保険料負担

	世帯所得税・住民税額			世帯社会保険料			
	所得税	住民税		医療介護	年金	雇用	
I	1.80	0.72	1.08	20.06	18.32	1.51	0.23
II	8.17	2.38	5.78	36.78	28.09	8.01	0.69
III	12.42	3.55	8.87	40.34	28.15	11.11	1.08
IV	20.39	6.50	13.89	46.46	29.86	15.08	1.52
V	26.11	8.73	17.38	47.47	29.68	16.09	1.70
VI	34.19	11.87	22.32	52.98	28.22	22.46	2.30
VII	44.18	16.21	27.97	57.51	31.07	24.11	2.34
VIII	57.08	22.74	34.34	70.44	37.74	30.07	2.63
IX	79.59	33.52	46.07	86.38	47.10	35.71	3.58
X	219.87	127.76	92.11	106.88	59.05	43.36	4.47
平均	50.36	23.39	26.97	56.51	33.72	20.74	2.05

単位：万円

される税制や社会保障制度に基づいている。

次に、表8は、現行制度の下での各世帯における税負担、社会保険料負担を推計したものである。表2に示された租税・社会保険料負担を基に、表7に示された可処分所得が計算されている。

この下で、本稿で分析対象としたJHPS2013の2231世帯が負担する所得税額は、合計して5億2181万円、住民税額は合計して6億170万円、合わせて11億2351万円である。ちなみに、社会保険料は、医療と介護は合計して7億5231万円、年金は4億6273億円、雇用保険は4577億円、合わせて12億6081億円である。これらの額は、世帯数が多いこともあり、JHPS2014よりも多い。

次に、4-2節と同様に、給与所得控除と公的年金等控除を全廃し、基礎控除、配偶者控除、扶養

表9 JHPS2013における所得計算上の控除と人的控除廃止後の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		
		所得税	住民税	
I	138.46	17.41	4.87	12.52
II	249.49	38.19	12.52	25.67
III	323.03	52.91	19.33	33.58
IV	380.16	69.06	27.73	41.33
V	433.68	83.15	34.95	48.21
VI	490.42	100.94	45.18	55.77
VII	534.36	113.66	52.53	61.14
VIII	613.02	138.92	67.42	71.51
IX	755.65	180.24	90.97	89.26
X	1207.51	351.86	213.85	138.01
平均	512.58	114.64	56.91	57.70

単位：万円

控除、寡婦・寡夫控除といった人的控除を全廃し、住民税の調整控除を廃止した場合、JHPS2013（2012年所得）の2231世帯が負担する所得税額や住民税額がどうなるかをみたのが、表9である。表9には、各所得階級ごとに、人的控除を全廃した後の租税負担と世帯可処分所得の平均額が示されている。この分析では、所得税と住民税の控除のみを変更したまでなので、社会保険料の負担額には影響はない。

表8と比較して表9をみると、前述の控除の廃止に伴い、所得税額も住民税額も、平均的にほぼ2倍になっている。このとき、本稿で分析対象としたJHPS2013の2231世帯が負担する所得税額は、合計して12億6966万円、住民税額は合計して12億8670万円、合わせて25億5636万円である。

さらに、JHPS2013のデータで、4-3節で示した所得控除の廃止と合わせて、税額控除を新たに設けるマイクロ・シミュレーション分析を試みる。これは、表9に示された所得控除の廃止に加え、4-3節で示した税額控除を新たに設ける形で行う分析である。4-3節では、新設する税額控除の金額を、4-2節で示した所得控除の廃止によって増えると想定される税収とほぼ同額の減税効果が及ぶように設定した。しかし、本節では、4-3節で示した税額控除をそのまま適用することとする。したがって、JHPS2014を用いた分析ではほぼ税収中立となるが、JHPS2013のデータを用いた分析では、JHPS2014と所得が異なるから、税収中立となる保証はない。むしろ、本稿の分析は、JHPS2013のデータで、この税額控除の新設で税収にどの程度差が出るかを確認することが主眼といえる。

JHPS2013のデータで、4-3節で示した所得控除の廃止と税額控除の新設を行ったマイクロ・シミュレーション分析の結果、JHPS2013の2231世帯が負担する所得税額や住民税額がどうなるかをみたのが、表10である。

この税額控除の新設によりJHPS2013の2231世帯が負担する所得税額は、合計して5億3750万

表 10 JHPS2013 における税額控除を新設した場合の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		
		所得税	住民税	
I	150.85	5.03	0.19	4.84
II	283.07	4.61	0.12	4.50
III	370.21	5.72	0.21	5.51
IV	442.11	7.11	0.55	6.56
V	505.98	10.86	0.64	10.21
VI	576.34	15.03	0.62	14.40
VII	626.31	21.72	1.21	20.51
VIII	713.89	38.05	7.72	30.33
IX	864.62	71.27	24.15	47.12
X	1229.91	329.46	205.61	123.84
平均	576.33	50.89	24.09	26.78

単位：万円

円、住民税額は合計して 5 億 9725 万円、合わせて 11 億 3475 万円である。表 7 に対応する現行制度を前提とした JHPS2013 での推計における税収は、所得税と住民税を合わせて 11 億 2351 万円だったから、この節での税収は 1124 万円多かった（乖離した率に直すと 1.00 %）。この乖離の大きさは、JHPS2014 よりも JHPS2013 の方が大きい結果となったが、この程度の乖離ならば、ほぼ税収中立とはいえる。

JHPS2013 のデータに基づく分析において、表 10 の結果を、現行制度に基づく表 8 と比較すると、次のような特徴があるといえる。

まず、第 I 階級の平均では、所得税と住民税の合計税額が、表 8（現行制度）より表 10 の方が多くなっている。その原因は、住民税が表 10 で増えているからである。この現象は、JHPS2014 では第 I 階級までだったが、JHPS2013 では第 II 階級でも起きている。JHPS2013 において、第 III～IX 階級では、控除の見直しによって、表 8 より表 10 の税額が減っていることがわかる。そして、第 X 階級では、所得税と住民税の合計税額は、表 8 の約 220 万円から表 10 の約 329 万円へと大きく増えている。これは、JHPS2014 での分析と同様に、税額控除の効果で、累進税率が適用されることで所得控除による税負担軽減効果が失われたことによるものと考えられる。

さらに、表 11 に示すように、この控除の見直しにおいて、所得税で減税となる世帯は 1616 世帯、増税となる世帯は 218 世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。JHPS2014 の結果と比較するには、全世帯数が異なるため、構成比で比較する必要がある。構成比で見ると、減税となる世帯は JHPS2013 では 72.4 %、JHPS2014 では 71.2 %、増税となる世帯は JHPS2013 では 9.8 %、JHPS2014 では 10.0 %である。この構成比を比較すると、両年で大きな差異はないといえる。住民税で減税となる世帯は 1209 世帯、増税となる世帯は 912 世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。構成比で見ると、

表 11 JHPS2013 に基づき控除を見直した場合の減税となる世帯と増税となる世帯

	所得税		住民税		所得税・住民税合計	
	減税となる世帯	増税となる世帯	減税となる世帯	増税となる世帯	減税となる世帯	増税となる世帯
I	48	0	38	103	53	102
II	134	0	133	80	141	74
III	158	0	137	79	159	58
IV	198	0	160	58	180	41
V	209	0	148	74	173	50
VI	213	0	168	55	187	36
VII	213	1	168	55	202	21
VIII	208	8	135	85	193	28
IX	168	55	95	128	148	75
X	67	154	27	195	54	168
合計	1616	218	1209	912	1490	653

単位：世帯

減税となる世帯は JHPS2013 では 54.2 %，JHPS2014 では 53.1 %，増税となる世帯は JHPS2013 では 40.9 %，JHPS2014 では 41.5 %である。この構成比を比較すると，両年で大きな差異はないといえる。

所得税と住民税を合わせてみると，減税となる世帯は 1490 世帯，増税となる世帯は 653 世帯であった（残りの世帯は増減税なし）。構成比でみると，減税となる世帯は JHPS2013 では 66.9 %，JHPS2014 では 65.4 %，増税となる世帯は JHPS2013 では 29.3 %，JHPS2014 では 30.2 %である。この構成比を比較すると，両年で大きな差異はないといえる。

特に，表 11 に示されたように，JHPS2013 では，所得階級別にみると，所得税では，増税となる世帯は第 VII～X 階級にしかなく，住民税では，第 I 階級でも増税となる世帯数が減税となる世帯数を上回っている。所得税と住民税の合計でみると，第 I 階級と第 X 階級で，増税となる世帯数が減税となる世帯数を上回っている。

最後に，4-3 節での税額控除の新設と合わせて第 5 節の社会保険料割引を設定してマイクロ・シミュレーション分析を行った。その結果は，表 12 に示されている。

このとき，JHPS2013 の 2231 世帯が負担する所得税額は，合計して 5 億 7839 万円，住民税額は合計して 5 億 9295 万円，合わせて 11 億 7134 万円である。これから，合計して 4044 万円となる社会保険料割引を差し引いたネットの税収は 11 億 3090 万円となる。表 7 に対応する現行制度を前提とした JHPS2013 での推計における税収は，所得税と住民税を合わせて 11 億 2351 万円だったから，この節での税収は 739 万円多かった（乖離した率に直すと 0.66 %）。この乖離の大きさは，JHPS2014 よりも JHPS2013 の方が大きい結果となったが，この程度の乖離ならば，ほぼ税収中立といえる。

表 12 JHPS2013 に基づき社会保険料割引を新設した場合の世帯可処分所得と租税負担

	世帯可処分所得	世帯所得税・住民税額		世帯社会保険料割引	社会保険料割引適用世帯数	所得税・住民税・社会保険料割引合計		
		所得税	住民税			負担減となる世帯	負担増となる世帯	
I	151.92	4.98	0.19	4.78	1.02	33	62	102
II	284.70	4.50	0.12	4.38	1.51	30	145	71
III	372.07	5.37	0.21	5.16	1.51	29	160	57
IV	444.59	6.41	0.55	5.86	1.77	38	185	36
V	508.48	9.72	0.67	9.06	1.37	41	179	44
VI	579.89	13.67	0.66	13.02	2.20	39	191	32
VII	628.55	20.88	2.04	18.85	1.41	40	208	15
VIII	715.24	39.76	10.76	29.01	3.06	46	184	37
IX	863.16	74.84	28.51	46.34	2.11	32	142	81
X	1216.44	345.11	215.67	129.44	2.18	23	50	172
平均	576.50	52.53	25.92	26.59	1.81	351	1506	647

単位：万円

単位：世帯

JHPS2013 において社会保険料割引を新設して分析した結果、その適用を受ける世帯は、特に低所得層に多いというわけではなく、JHPS2014 と同様に各所得階級にほぼ満遍なく存在することが、表 12 からわかる。社会保険料割引を受けて負担減となる世帯が増える効果があつて、表 11 で減税となる世帯と表 12 の負担減となる世帯の数を各階級でみると、第 I～VI 階級は、社会保険料割引の新設により負担減となる世帯数が増加している。第 VII～X 階級は、逆に負担減となる世帯数が減少している。

以上より、JHPS2013 での分析結果は、JHPS2014 での分析結果と大きく乖離していないといえる。

7. まとめ

本稿では、わが国の所得税制において多用されている所得控除を、税額控除に置き換えた場合の効果を、マイクロ・シミュレーションの手法を用いて分析した。

本稿で分析した控除の見直しは次の通りである。現行の所得税と住民税で設けられている、給与所得控除と公的年金等控除を全廃し、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、寡婦・寡夫控除を廃止するとともに、以下のような税額控除を設ける。それは、納税者本人に対して基礎的な控除として、所得税では 35 万円、住民税では 12 万円の税額控除、配偶者を除く扶養家族 1 人に対して年齢を問わず、所得税では 35 万円、住民税では 12 万円の税額控除、(法律婚の) 夫婦に対して、1 人につき所得税では 40 万円、住民税では 12 万円の税額控除(ただし、夫婦の合計課税所得金額が 500 万円超の場合、税額控除額が消失し、800 万円超の場合は税額控除額がゼロとする)、そして寡婦・寡夫(現行制度に

おける寡婦・寡夫控除の適用者)には、所得税では15万円、住民税では2万円の税額控除を、それぞれ新設する、というものである。

この控除の見直しによる効果をマイクロ・シミュレーションした結果、所得税と住民税の合計で見ると、第Ⅰ階級と第Ⅹ階級で、増税となる世帯数が減税となる世帯数を上回ることと、その他の所得階級では減税となる世帯数の方が多いことが明らかとなった。さらに、2人以上世帯の低所得層には税負担軽減の効果が及ぶとともに、中所得層にも税負担軽減の効果が及ぶことがわかった。

第Ⅰ階級で、住民税が増税となる世帯が多くなっているが、これは特に単身世帯で所得控除の廃止が影響していると考えられる。その制度的背景には、課税最低限以上になると10%で定率課税されることから、この部分については所得格差是正に資さない状態となっている。第Ⅰ階級を中心とした低所得の単身世帯で増税となる状況を改めるには、住民税所得割は定率課税とすることを前提とすると、所得税における税額控除の使い残し分を、実質的に給付することまで検討する必要がある⁽¹⁵⁾。ここでいう実質的な給付とは、現金給付するか社会保険料負担のさらなる軽減を図るかを意味する。現に、表2からもわかるように、第Ⅰ階級の平均で年間に20万円強の社会保険料負担があることから、社会保険料負担を軽減する余地が残されている。

さらに、この税額控除の新設に加えて、社会保険料にまつわる「130万円の壁」をなくすべく、年収が130万円以上260万円未満の有配偶の給与所得者に対して、支払った社会保険料の一部を事前に減免する「社会保険料割引」の新設を検討した。本稿での社会保険料割引は、女性の就労を促進することを狙いとしているが、対象者が課税最低限未満であることから税額控除を使い残しており、使い残した税額控除を社会保険料負担の軽減に充てることで、いわゆる「手取りの逆転現象」を解消することを念頭に置いたものである。社会保険料割引の効果をマイクロ・シミュレーションによって分析した結果、所得格差是正に効果があることが明らかとなった。

以上の分析結果は、JHPS2013を用いた分析結果とほぼ同様であったことから、税額控除の新設や社会保険料割引の新設による効果は頑健であるといえる。

他方、独仏のように、中所得層からもしかるべき税負担を求めるには、累進税率構造の変更も合わせて行わなければならないことが、本稿のマイクロ・シミュレーションの結果からうかがえる。

以上より、低所得者層の税額控除の使い残しを社会保険料負担の軽減に充てることや、累進税率構造を変更することに焦点を当てた分析は、今後の課題としたい。

参 考 文 献

高山憲之・白石浩介・川嶋秀樹, 2009, 「日本版 EITC の暫定試算」, 一橋大学世代間問題研究プロジェクトデイ

(15) 地方税である住民税所得割は、地方自治体の課税権が行政区域外に及ばないことを踏まえると、累進課税とするのは(国税と比べると)ふさわしくなく、定率課税とすることに論理的な根拠がある。

- スカッションペーパー No.422. [Takayama, Noriyuki, Kosuke Shiraiishi, and Hideki Kawashima, 2009, “EITC in Japan: A Preliminary Approach,” Center for Intergenerational Studies Discussion Paper Series No.422, Hitotsubashi University. (in Japanese)]
- 田近栄治・古谷泉生, 2003, 「税制改革のマイクロシミュレーション分析」, 小野善康・中山幹夫・福田慎一・本多佑三編『現代経済学の潮流 2003』第7章, 東洋経済新報社。[Tajika, Eiji, and Izumi Furutani, 2003, “Zeisei Kaikaku no Maikuroshimiyureishon Bunseki,” in Yoshiyasu Ono, Mikio Nakayama, Shin-ichi Fukuda, and Yuzo Honda, eds., *Gendai Keizaigaku no Tyoryu 2003*, ch.7, Toyo Keizai Inc.. (in Japanese)]
- 田近栄治・八塩裕之, 2006a, 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究——日本の分配構造を読み解く』中央経済社, pp.175–202. [Tajika, Eiji, and Hiroyuki Yashio, 2006a, “Nihon no Shotokuzei, Juminzei Futan no Jittai to Sono Kaikaku ni tsuite,” in Keimei Kaizuka, and Policy Research Institute, Ministry of Finance, eds., *Keizai Kakusa no Kenkyu: Nihon no Bunpai Kozo o Yomitoku*, Cyuokeizaisya, pp.175–202. (in Japanese)]
- 田近栄治・八塩裕之, 2006b, 「税制を通じた所得再分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』, 東京大学出版会, pp.85–110. [Tajika, Eiji, and Hiroyuki Yashio, 2006b, “Zeisei o Tujita Syotoku Saibunpai,” in Takashi Oshio, Eiji Tajika, and Tetsuo Fukawa, eds., *Nihon no Shotoku Bunpai*, University of Tokyo Press, pp.85–110. (in Japanese)]
- 田近栄治・八塩裕之, 2008, 「所得税改革——税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」, 『季刊社会保障研究』vol.44, pp.291–306. [Tajika, Eiji, and Hiroyuki Yashio, 2008, “Personal Income Tax Reform in Japan: Combining Tax and Social Security Burden,” *Quarterly of Social Security Research*, vol.44, pp.291–306. (in Japanese)]
- 土居丈朗, 2010, 「子ども手当導入に伴う家計への影響分析——JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション」, 『経済研究』第61巻第2号, pp.137–153. [Doi, Takerô, 2010, “A Micro-simulation of Effects on Households of Introducing Child-care Benefits: Using Data of Japanese Household Panel Survey (JHPS),” *Economic Review*, vol.61, No.2, pp.137–153. (in Japanese)]
- 森信茂樹, 2008, 『給付つき税額控除——日本型児童税額控除の提言』中央経済社。[Morinobu, Shigeki, 2008, *Kyuhu Tsuki Zeigaku Kojo: Nihongata Jido Zeigaku Kojo no Teigen*, Cyuokeizaisya. (in Japanese)]
- 八塩裕之・長谷川裕一, 2009, 「わが国家計の消費税負担の実態について」, 『経済分析』第182号, pp.25–47. [Yashio, Hiroyuki, and Yuichi Hasegawa, 2009, “The Household Consumption Tax Burden in Japan,” *Economic Analysis*, No.182, pp.25–47. (in Japanese)]

要旨: 本稿では、わが国の所得税制において多用されている所得控除を、税額控除に置き換える所得税制改革の効果を、「日本家計パネル調査 (JHPS)」のデータを用いてマイクロ・シミュレーションを試みた。現行の所得税と住民税で所得控除として設けられている、給与所得控除と公的年金等控除、そして人的控除を廃止するとともに、家族構成に即した税額控除を新設する税制改革を検討した。さらに、社会保険料にまつわる「130万円の壁」をなくすべく、年収が130万円以上260万円未満の有配偶の給与所得者に対して、支払った社会保険料の一部を事前に減免する「社会保険料割引」の新設を検討した。これらは、税収中立となるように設計した。これらの効果をマイクロ・シミュレーションで分析した結果、所得格差是正に効果があることが明らかとなった。

キーワード: 所得税, 税制改革, マイクロ・シミュレーション, 税額控除, 社会保険料